広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

広島県条例第五十一号

広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 広島県家畜保健衛生所の利用等に関する条例 (昭和二十五年広島県条例第三十四号)

額の算定方法を定める省令」 担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等(昭和三十年農林省告示第七百 十五号)第百四十五条第二項の規定に基づく農林水産省令 七十八号。 「損害の額の算定方法を定める省令により農林水産大臣が」に改める。 第三条第二項中「農業災害補償法施行規則により診療その他の行為によつて組合員が 以下「告示」という。 という。)第一号に」を「農業保険法(昭和二十二年法律第百八 により農林水産大臣が」に、 (以下この条において「損害の 「告示第二号に」を

附則

この条例は、公布の日から施行する。